

貸主又は貸主から委託を受けた事業者 様

## 入居住宅に関する状況通知書の作成について

～ 目黒区から家賃助成を受ける方について、書類作成にご協力ください ～

目黒区では、働く意欲がありながら離職等により住居を失うおそれのある方が安定した就職活動を続けられるように、原則として3ヶ月間、利用する方の収入に応じて、最大53,700円(単身の場合)までの(管理費・共益費を除く)家賃相当額を給付する住居確保給付金事業を実施しています。

給付金は、目黒区から不動産業者様や貸主様の口座へ直接入金させていただきます。(ただし、家賃が給付金を越える場合、差額は利用者負担となります。)

ただし、支給期間内に利用者が退去・契約解除となった場合、また、給付金の支給要件を満たさなくなった場合は、支給中止または停止となります。

つきましては、下記により、「入居住宅に関する状況通知書」を作成していただき、利用者にお渡しいただけますようお願いいたします。

☆ 貸主又は貸主から委託を受けた事業者

貸主様個人がご記入する場合、氏名、所在地(住所)、電話番号のみご記入の上、必ず押印願います。

貸主様から委託を受けた事業者様等がご記入する場合、すべてご記入の上、必ず押印願います。

☆ 入居者

入居者についてご記入願います。

☆ 入居している賃貸住宅

名称については部屋番号まで、賃料月額には管理費・共益費等は含みません。

☆ 振込口座は、家賃支払先となる貸主様や不動産業者様等の口座をご記入願います。

★ 住居確保給付金の支給が決定しましたら、入居住宅に関する状況通知書を作成いただいた方又は振込口座名義人の方に振込のお知らせを送付します。支給内容をご確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

目黒区総合庁舎 2階 福祉総合課 暮らしの相談係内  
自立相談支援機関「めぐろ 暮らしの相談窓口」  
TEL: 03-5722-9370 FAX: 03-5722-9062